

## 居宅介護支援重要事項説明書

＜西暦2025年4月1日現在＞

### 1 居宅介護支援事業者（法人）の概要

名称・法人種別	社会医療法人 岡本病院（財団）
代表者名	理事長 藤井 信吾
所在地・連絡先	（所在地） 京都府久世郡久御山町 佐山西ノ口100番地 （電話） 0774-（48）-5500 （FAX） 0774-（44）-7159

### 2 事業所の概要

#### (1) 事業所名称及び事業所番号

事業所名	居宅介護支援事業所 ふれあい
所在地・連絡先	（所在地） 京都府久世郡久御山町佐山西ノ口138番地 （電話） 0774-51-3177 （FAX） 0774-44-7159
事業所番号	2671100192
管理者の氏名	河田 佳代

#### (2) 事業所の職員体制

従業者の職種	人数 （人）	区分		常勤換算 後の人数 （人）	職務の内容
		常勤（	非常勤（		
管理者 主任介護支援 専門員	1 兼務	1		1	業務の総括、従業者の管理等

主任介護支援 専門員	3 内1名管 理者兼務	3		3	介護支援専門員の 指導、地域ケアの 推進、介護支援業 務等
介護支援専門 員	0	0		0	介護支援業務

(3) 通常の事業の実施地域

通常の事業の実施 地域	<p>【宇治市】近鉄京都線以西・八幡宇治線以南</p> <p>【城陽市】主要地方道城陽宇治線69号以西・府道内里城陽線以北</p> <p>【久御山町】全域</p> <p>【八幡市】東高野街道以东・府道736号以北・木津川以西</p>
----------------	--

(4) 営業日等

営業日	営業時間
月曜日～土曜 日	8：30～17：00

営業しない日	<p>日曜・祝日・12月30日～1月3日</p> <p>※但し、携帯電話の転送にて24時間365日対応</p>
--------	---

3 提供する居宅介護支援サービスの内容・提供方法等

- ア 居宅サービス計画（ケアプラン）の作成
- イ 要介護等認定の申請代行
- ウ 給付管理業務

#### 4 費用

##### (1) 利用料

要介護認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されるので自己負担はありません。

介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、支援事業者へ直接介護保険給付が行われない場合があります。その場合、利用者様は1箇月につき要介護度に応じて下記の利用料をお支払い下さい。利用料のお支払いと引き換えにサービス提供証明書と領収書を発行します。

- ・当事業所の地域区分は7級地です。（単価：10,21円）  
（ICT活用・事務職員の配置なし）

区分	取扱い件数	要介護1・2	要介護3・4・5
I	44件未満	11,088円/月	14,406円/月
II	45件以上60件 未満	5,554円/月	7,187円/月
III	60件以上	3,328円/月	4,308円/月

※IIとIIIについて：45件以上の部分について算定

##### ・加算・減算項目

サービス内容	サービス単位	サービス利用料金
初回加算	300単位	3,063円/回
入院時情報連携加算Ⅰ	250単位	2,552円/
入院時情報連携加算Ⅱ	200単位	回 2,042円 /回
退院・退所加算Ⅰイ	450単位	4,594円/回
退院・退所加算Ⅰロ	600単位	6,126円/回
退院・退所加算Ⅱイ	600単位	6,126円/回
退院・退所加算Ⅱロ	750単位	7,657円/回
退院・退所加算Ⅲ	900単位	9,189円/回

緊急時等居宅カンファレンス加算	200単位	2,042円/回
特定事業所加算 I	519単位	5,298円/月
特定事業所加算 II	421単位	4,298円/月
特定事業所加算 III	323単位	3,297円/月
特定事業所加算 A	114単位	1,163円/月
特定事業所医療介護連携加算	125単位	1,276円/月
通院時情報連携加算	50単位	510円/回

・交通費

2の(3)通常の事業の実施地域にお住まいの方は徴収しません。

## 5 事業所の特色等

### (1) 事業の目的

1:要介護者からの相談に応じ、要介護者とその心身の状況や置かれている環境等に応じて、本人や家族の意向等を基に、居宅サービスを適切に利用出来るよう、サービスの種類、内容等の計画を作成するとともに、サービスの提供が確保されるよう指定居宅サービス事業者、介護保険施設等との連絡調整その他の便宜の提供を行います。

2:質の高い福祉サービスを提供するために、公正・中立な実施機関が専門的・客観的な立場で行う第三者評価の受診に努めます。

### (2) 運営方針

1:事業所は、利用者が要介護状態となった場合においても、可能な限り居宅においてその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう配慮して援助に努めます。

2: 利用者の意思及び人格を尊重し常に利用者の立場に立って、利用者

に提供されるサービス等が特定の種類または特定の事業者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行い複数の事業所から選択出来るよう紹介し選定理由を説明します。

3: サービスを提供する事業所より利用者の心身又は生活状況に係る情報を得た場合、そのうち主治の医師もしくは歯科医師又は薬剤師の助言が必要であると介護支援専門員が判断した場合には主治の医師もしくは歯科医師又は薬剤師に情報提供を行い、助言を求めます。

4: 利用者が病院又は診療所に入院する場合には、利用者の居宅における日常生活上の能力や利用していた指定居宅サービス等の情報を入院先医療機関と共有することで、医療機関における利用者の退院支援に資するとともに退院後の円滑な在宅生活への移行支援が出来るよう、利用者が入院する際には担当の介護支援専門員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう協力を依頼し、介護保険証や健康保険証、お薬手帳等と合わせて保管するよう依頼します。

5: 障害福祉サービスを利用してきた方が介護保険サービスを利用する場合等において制度の違いによる混乱を防ぎ、切れ目のない支援が行えるよう障害福祉制度の特定相談支援事業者と密接な連携に努めます。

6: 介護給付等対象サービス（介護保険法第24条第2項に規定する介護給付等対象サービス）だけでなく多様な主体により提供される利用者の日常生活全般を支援するサービス（保険医療サービス又は福祉サービス）、地域住民による自発的な活動によるサービス等が包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成します。

7: 当事業所のケアプランにおける訪問介護・通所介護・地域密着型通所介護福祉用具貸与の利用状況は別紙のとおりである。（別紙1）

8: 高齢者虐待の発生又はその再発を防止するために以下の対策を講じます。

- ① 委員会の設置と定期的な開催
- ② 虐待防止の指針の整備
- ③ 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施
- ④ 虐待防止及び再発防止に関わる措置を適切に実施するための担当者の設置

9: 利用者又は利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き身体拘束等を行いません。やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その様態と時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

10: 当事業所が提供した指定居宅介護支援または自らが居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等に対する利用者又はそのご家族等、関係者からのハラスメント（暴言・暴力・威圧的な対応・恐喝・無視等生命や身体・精神・財産・信用等を傷つけるようなことや背信行為）に迅速かつ適切に対応するための委員会の設置及びハラスメントに対する研修を定期的実施します。

(2) その他

事 項	内 容
アセスメント（評価）の方法及び事後評価	全国社会福祉協議会方式より利用者様の直面している課題等々を評価し、利用者様に説明のうえ、ケアプランを作成します。  また、サービス提供の目標達成状況等を評価し、その結果を書面（居宅サービス報告書）に記載して利用者様に説明のうえ交付します。

従業員研修	京都府、久御山町、地域包括支援センター等 が実施する居宅介護支援専門員研修や各種研 修会、地域の介護支援専門員で自主的に開催 している勉強会等に参加し、常に新しい情報 を取り入れてご利用者様のサービス向上を図 っております。
-------	---

## 6 サービス内容に関する苦情等相談窓口

当事業所利用者様相談窓口（8：30～17：00）	
窓口責任者 河田 佳代	☎ 0774-51-3177
京都府介護・福祉事業課	☎ 075-414-4672
京都国民健康保険団体連合会	
<介護保険課介護相談係>	☎ 075-354-9090
宇治市介護保険課	☎ 0774-22-3141
城陽市高齢介護課	☎ 0774-56-4031
久御山町民生部福祉課	☎ 075-631-9902
八幡市福祉事務所高齢介護課	☎ 075-983-1328

## 7 緊急時及び事故発生時、災害等における対応方法

(1) 介護支援専門員等は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により緊急事態が発生した場合には速やかに主治医、救急、警察、利用者家族等へ連絡を行うとともに必要な措置を講じ、当該緊急事態の状況及び緊急事態に際して行った処置について記録し、管理者に報告します。

(2) 介護支援専門員等は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故及び災害が発生した場合には速やかに主治医、救急、警察、市町村、その他の市町村、利用者家族等（災害時には必要に応じて関係機関や諸団体等）へ連絡を行うとともに必要な措置を講じ、当該事故又は災害の状況及

び緊急事態に際して行った処置について記録し、管理者に報告します。

## 8 秘密の保持と個人情報の保護について

(1) 利用者及びその家族の秘密の保持について事業所はサービスを提供するうえで知り得た、利用者及びその家族に関する秘密を、正当な理由なく第三者に漏らしません。この秘密保持義務は、契約終了後も継続します。

(2) 個人情報の保護について事業所は利用者から予め文書で同意を得ない限りサービス担当者会議において、利用者の個人情報を用いません。また利用者の家族の個人情報についても予め文書で同意を得ない限りサービス担当者会議で用いません。事業所は、利用者とその家族に関する個人情報が含まれる記録物については、注意をもって管理し、処分の際にも第三者への漏洩を防止します。

居宅介護支援の開始に当たり、利用者に対して居宅介護支援のサービス内容及び重要事項の説明をし、同意を得、重要事項説明書の交付を行いました。

説明年月日：西暦 年 月 日

事業者 住所 京都府久世郡久御山町佐山西ノ口 138

事業者（法人）名 社会医療法人 岡本病院（財団）

事業所名 居宅介護支援事業所 ふれあい  
（事業所番号）

管理者名 河田 佳代

説明者 職名 介護支援専門員・氏名

私は、重要事項説明書に基づいて居宅介護支援のサービス内容及び重要事項の説明を受け、説明日同日にその内容に同意のうえ本書面を受領しました。

利用者本人

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

(署名・法定)代理人

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ (続柄： \_\_\_\_\_)